

〇つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金交付要綱

平成23年3月29日

告示第131号

改正 令和元年11月20日告示第498号 令和4年3月30日告示第225号
令和5年4月5日告示第291号

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存商店街等空き店舗活用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令元告示498・一部改正)

(補助金の目的)

第2条 補助金は、既存商店街等に所在する空き店舗を活用して事業活動を行おうとする中小企業者等に対して当該空き店舗に係る賃借に必要な費用の一部について交付し、及び既存商店街等に所在する空き店舗を活用して事業活動を行う中小企業者等に対して当該空き店舗の改装に必要な費用の一部について交付することにより、既存商店街等における空き店舗の解消を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(令元告示498・令5告示291・一部改正)

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

2 この要綱において「既存商店街等」とは、筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）第2条第3項に定める周辺開発地区で、かつ、都市計画法（昭和43

年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域に指定された地域並びに一定の商業機能及びサービス機能の集積がある地域のうち、次に掲げる商店街及び地区をいう。

- (1) 北条商店街
- (2) 大曾根商店街
- (3) 吉沼商店街
- (4) 上郷商店街
- (5) 谷田部商店街
- (6) 中根・栄商店街
- (7) 高見原地区
- (8) 小田地区
- (9) 筑波山神社門前地区（別図に示す区域をいう。）

3 この要綱において「店舗」とは、建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。）の全部又は一部であって、その場所に客を来集させて業を行うための用に直接供されるもの（建物の一部が当該用途に供されるものにあつては、当該用途に供される部分と他の用途に供される部分とが構造上区分されている場合に限る。）をいう。

4 この要綱において「空き店舗」とは、過去3月以上継続して店舗として供していないものをいう。

（令元告示498・一部改正）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 日本標準産業分類に定める産業に関する事業活動を行う者であること。ただ

し、次に掲げる者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業を営む者

イ 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定

連鎖化事業に加盟している者

ウ その他市長が不相当と認める業を営む者

(2) 当該既存商店街等において事業活動を行うことについてつくば市商工会の推薦を受けていること。

(3) 空き店舗において引き続き1年以上継続して事業活動を行う見込みがあること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 空き店舗の所有者又は管理者と生計を一にする者（これに準ずる者を含む。）でないこと。

（令元告示498・一部改正）

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 既存商店街等に所在する空き店舗に係る賃借で次に掲げるもの

ア 営業を開始した月の翌月から当該年度の3月までのもの

イ 営業を開始した月の翌月の属する年度の翌年度内のもので、アに掲げるものから引き続くもの。ただし、アに掲げるものの期間と通算して1年以内となる部分に限る。

(2) 前号の賃借の目的となる事業活動を行うために必要な当該空き店舗（店舗として供していないものに限る。以下この号において同じ。）の改装（市内に本店を有する法人又は住所及び事業所を有する個人に工事を請け負わせる場合に限る。）及び同号の賃借の目的となる事業活動を行うために必要な当該空き店

舗の改装に要する資材の購入（補助対象者自らが改装を行う場合に限る。）

（令元告示498・令5告示291・一部改正）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ当該各号に定める額を合算した額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(1) 前条第1号に掲げる補助対象事業 当該補助対象事業に係る空き店舗の賃借料の2分の1に相当する額。ただし、月額5万円を限度とする。

(2) 前条第2号に掲げる補助対象事業 当該補助対象事業に要する経費の2分の1に相当する額。ただし、150万円を限度とする。

（令元告示498・一部改正）

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める日までに、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金交付申請書（様式第1号）にそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、同表の右欄に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第5条第1号に掲げる補助対象事業	営業を開始した日から30日を経過した日又はその日の属する年度の3月20日のいずれか早い日。ただし、補助金の交付決定を	補助対象事業に係る次に掲げる書類 (1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約書の写し (3) 法人登記事項証明書の写し（申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（申請書を提出する日以前30日以内に発行されたものに限り。）及び開業届出書（所得税
------------------	--	---

	受けた年度の翌年度における当該補助金の交付申請についてはその年度の4月1日とする。	法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書をいう。）の写し） (4) 当該既存商店街等において事業活動を行うことについて、つくば市商工会の推薦を受けていることが分かる書類 (5) 申請者の市税に滞納がないことを証する書類（申請書を提出する日以前30日以内に発行されたものに限る。） (6) 空き店舗の位置図
第5条第2号に掲げる補助対象事業	改装工事に着手する日の2週間前の日	補助対象事業に係る次に掲げる書類 (1) 事業計画書 (2) 工事請負契約書の写し (3) 建築設計図書の写し (4) 経費の見積書の写し

（令元告示498・令5告示291・一部改正）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときはつくば市既存商店街等空き店舗活用補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不相当であると認めるときはつくば市既存商店街等空き店舗活用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（令元告示498・全改）

（補助金の交付条件）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）に次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（補助金の

額及び補助対象事業の期間の変更を伴わないものを除く。)をしようとするときは、速やかに、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金補助対象事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助対象事業は、当該年度の事業とし、当該年度内に完了しなければならないこと。

(4) 市長が補助対象事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(5) 補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又はその完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金補助対象事業実績報告書(様式第5号)に収支決算書及び支出を証する書類を添付して、市長に提出しなければならないこと。

(6) 次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 不正の手段により補助金を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金交付の条件に違反したとき。

(7) この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において既に交付した補助金があるときは、これを返還しなければならないこと。

(8) 補助対象事業の内容を明らかにする帳簿等を整備して、補助対象事業完了年度から起算して5年間保存しておかななければならないこと。

(令元告示498・一部改正)

(補助対象事業の変更の申請)

第9条の2 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事

業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（補助金の額及び補助対象事業の期間の変更を伴わないものを除く。）をしようとするときは、速やかに、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金補助対象事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（令元告示498・追加）

（補助対象事業の変更の承認）

第10条 市長は、前条の規定に基づく申請に対し、承認したときはつくば市既存商店街等空き店舗活用補助金補助対象事業変更承認通知書（様式第7号）により、承認しないときはつくば市既存商店街等空き店舗活用補助金補助対象事業変更不承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（令元告示498・全改）

（実績報告）

第10条の2 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又はその完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金補助対象事業実績報告書に収支決算書及び支出を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（令元告示498・追加）

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定に基づく報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（令元告示498・一部改正）

（補助金の交付時期等）

第12条 補助金の交付は、補助対象事業の完了後とする。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金交付請求書（様式第9号の2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金を交付するものとする。

(令元告示498・一部改正)

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、つくば市既存商店街等空き店舗活用補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(令元告示498・一部改正)

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第498号）

(施行期日)

1 この告示は、令和元年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日にこの告示による改正前のつくば市既存商店街等空き店舗活用補助金交付要綱第8条の規定により交付決定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第225号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第291号）

この告示は、公表の日から施行する。